

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項第1号による教育長が専決した案件につきまして、同条第2項に基づき次のとおり報告いたします。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

川崎市立学校の設置に関する条例（昭和39年川崎市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市立末長小学校の項中「川崎市高津区末長1, 705番地」を「川崎市高津区末長3丁目8番1号」に改める。

別表第2 川崎市立東高津中学校の項中「川崎市高津区末長1, 274番地7」を「川崎市高津区末長4丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月20日から施行する。

川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

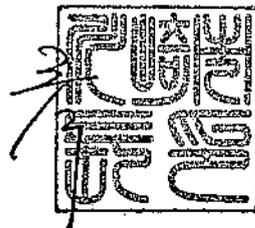
改正後	改正前																																
<p>○川崎市立学校の設置に関する条例 昭和39年3月30日条例第29号</p> <p>(第1条～附則 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>川崎市立末長小学校</td> <td>川崎市高津区末長3丁目8番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第2条関係) 中学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>川崎市立東高津中学校</td> <td>川崎市高津区末長4丁目1番1号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第3、第4 略)</p>	名称	位置	(中略)		川崎市立末長小学校	川崎市高津区末長3丁目8番1号	(中略)		名称	位置	(中略)		川崎市立東高津中学校	川崎市高津区末長4丁目1番1号	(中略)		<p>○川崎市立学校の設置に関する条例 昭和39年3月30日条例第29号</p> <p>(第1条～附則 略)</p> <p>別表第1 (第2条関係) 小学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>川崎市立末長小学校</td> <td>川崎市高津区末長1,705番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第2条関係) 中学校</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> <tr> <td>川崎市立東高津中学校</td> <td>川崎市高津区末長1,274番地7</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(中略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表第3、第4 略)</p>	名称	位置	(中略)		川崎市立末長小学校	川崎市高津区末長1,705番地	(中略)		名称	位置	(中略)		川崎市立東高津中学校	川崎市高津区末長1,274番地7	(中略)	
名称	位置																																
(中略)																																	
川崎市立末長小学校	川崎市高津区末長3丁目8番1号																																
(中略)																																	
名称	位置																																
(中略)																																	
川崎市立東高津中学校	川崎市高津区末長4丁目1番1号																																
(中略)																																	
名称	位置																																
(中略)																																	
川崎市立末長小学校	川崎市高津区末長1,705番地																																
(中略)																																	
名称	位置																																
(中略)																																	
川崎市立東高津中学校	川崎市高津区末長1,274番地7																																
(中略)																																	

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成26年**10**月**15**日

川崎市長

福田 紀



川崎市条例第 **39**号

住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例

(川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部改正)

第1条 川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例(昭和46年川崎市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条の表高津区の項区域の欄中「久末、末長」を「久末」に改め、「末長2丁目」の次に「、末長3丁目、末長4丁目」を加える。

(川崎市区役所支所及び出張所設置条例の一部改正)

第2条 川崎市区役所支所及び出張所設置条例(昭和46年川崎市条例第39号)の一部を次のように改正する。

本則の表高津区役所橋出張所の項所管区域の欄中「久末、末長」を「久末」に改め、「末長2丁目」の次に「、末長3丁目、末長4丁目」を加える。

(川崎市保育園条例の一部改正)

第3条 川崎市保育園条例(昭和28年川崎市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市下麻生保育園の項中「川崎市麻生区下麻生2丁目14番1号」を「川崎市麻生区王禅寺東5丁目3番5.3号」に改める。

(川崎市こども文化センター条例の一部改正)

第4条 川崎市こども文化センター条例(昭和35年川崎市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表川崎市末長こども文化センターの項中「川崎市高津区末長1, 289番地」を「川崎市高津区末長3丁目25番8号」に改める。

(川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例の一部改正)

第5条 川崎市心身障害者総合リハビリテーションセンター条例(昭和46年川崎市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条の3中「川崎市高津区末長1, 289番地」を「川崎市高津区末長3丁目25番8号」に改める。

(川崎市老人福祉・地域交流センター条例の一部改正)

第6条 川崎市老人福祉・地域交流センター条例(平成17年川崎市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2条の表川崎市高津老人福祉・地域交流センターの項中「川崎市高津区末長1, 098番地1」を「川崎市高津区末長3丁目24番4号」に改める。

(川崎市立学校の設置に関する条例の一部改正)

第7条 川崎市立学校の設置に関する条例(昭和39年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1 川崎市立末長小学校の項中「川崎市高津区末長1, 705番地」を「川崎市高津区末長3丁目8番1号」に改める。

別表第2 川崎市立東高津中学校の項中「川崎市高津区末長1, 274番地7」を「川崎市高津区末長4丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月20日から施行する。

